

別紙 料金表【通則】

第 1 条（料金等の計算方法等）

料金等は、この料金表（以下、「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料を料金月（1 の暦月の起算日（当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第 2 条（端数処理）

当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 3 条（料金等の支払い）

契約者は、料金等を次の各号に定める方法により支払うものとします。

(1) 当社の定める方法

第 4 条（利用料の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者に通知して、2 ヶ月以上の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 5 条（前受金）

当社は、当社が請求することとなる料金等について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないこととします。

第 6 条（消費税等相当額の加算）

約款の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、料金表【料金】に定める消費税等相当額を加算した額とします。

※ 約款の定めにより支払いを要することとなった料金等について、消費税等相当額込で定める額から計算した額と異なる場合があります。

第 7 条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、料金等を減免することがあります。

以上